

令和6年5月23日

沖縄県議会議長

赤 嶺 昇 殿

派 遣 議 員

団 長 照 屋 大 河

又 吉 清 義

新 垣 光 栄

瀬 長 美佐雄

「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書」及び「同  
抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

## 別紙

「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

### 1 派遣議員

団長 照屋大河  
又吉清義  
新垣光栄  
瀬長美佐雄

### 2 派遣目的

令和6年第1回議会（定例会）の3月28日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

### 3 派遣期間

令和6年4月10日（水）（1日）

### 4 要請日程

別紙のとおり

### 5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、事故の絶えないオスプレイの飛行再開の反対と配備の撤回、普天間飛行場の一日も早い返還の実現及び日米地位協定を抜本的に改定し、政府において米軍機事故等に対する調査権限を行使できるようにすることについて強く要請した。

### 6 要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

#### （1）外務省沖縄事務所特命全権大使 宮川 学

要請事項の1点目であるオスプレイの飛行再開に反対し、配備を撤回する点について、オスプレイの飛行に当たっては、安全の確保が最優先されるべきであると考えている。昨年11月29日のオスプレイ墜落事故の直後に、外務大臣から駐日米国大使に対して、オスプレイの飛行については飛行に係る安全が確認されてから行うよう求めるとともに、年明け1月には、外務大臣か

ら米国国務長官に対しても、その旨申入れを行ってきた。

その後も、外務省として、防衛省と緊密に連携をしながら、新たに就任されたターナー在沖米軍四軍調整官やリズウスキー在沖海兵隊太平洋基地司令官に対して、地元の方々との意思疎通の重要性や、安全対策に関する説明が極めて重要であるという点等を伝えるなど、様々なレベルで現在も米側とのやり取りを続けている。

そうした中、今回の事故に関して、防衛省のほうで、事故発生直後から技術的な情報を含めたアメリカ側との緊密なやり取りを踏まえて、専門的な見地から、今回の事故に関する米軍側の原因の分析や安全対策について、これらは合理的であって、各種の安全対策を講じることで、安全な運用を再開できるという主体的な評価に至ったと承知している。

また、防衛省自身も、自衛隊のオスプレイの運用者という立場であり、その立場からも各種の安全対策を講じることで、安全に運用を再開できると評価したと理解している。

こうした専門的、技術的な評価の上に、政府全体としても、総合的に判断した結果として、今回のオスプレイの運用再開に至ったというのが経緯である。

一方、今回の事故は、地元の地域住民に大変な不安を与えるものである点については大変重く受け止めている。オスプレイの日本国内における飛行の運用については、最大限の安全対策を取るとともに、地元の住民の方々への影響を可能な限り最小限にとどめるよう、引き続き求めていく。

また、御指摘いただいた情報が十分でないという点については、事故調査報告書の確定の後、一層の情報開示が行えるよう米側に強く求めていく。

要請事項の2点目にある普天間飛行場の一日も早い返還の実現について、この問題の原点は、やはり住宅とか学校に囲まれている、世界で一番危険であると言われている普天間飛行場の危険性を一日も早く取り除いていくということである。そういう意味で普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。この点については政府と沖縄の皆様との共通認識と理解している。

その上で、日米の両国政府間で累次にわたり確認してきている点は、これを辺野古に移設することが、唯一の解決策であるということ。この方針に基づいて着実に工事を進めることが普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、危険性を取り除いていくことにつながると考えている。

先般1月28日に、林官房長官が沖縄を訪問した際、玉城沖縄県知事、松川宜野湾市長等とも、この件について意見交換を行い、また3月7日、池田沖縄県副知事、和田宜野湾市副市長が栗生官房副長官と普天間飛行場負担軽減

推進作業部会を開催し、対話を継続している。今後とも、地元沖縄の皆様との対話を重ね説明も行いながら、普天間飛行場の危険性の除去、そして基地負担の軽減に全力で取り組んでいく。

要請事項の3点目、日米地位協定の抜本的改定に関して、日米地位協定はこれまで様々な個別の事案の性格に応じて、最も効果的かつ迅速、機敏に対応できる取組を重ねてきており、一つ一つの具体的な問題について、今後ともこうした対応を積み上げていく。

### (主な質疑応答)

- Q 事故調査報告書について、今米側とどのような調整状況になっているか。
- A 事故の報告書を可能な限り早い時点ですべて出してもらうことにより、現在開示できていない情報について開示できるよう、いろいろな機会に働きかけていく。現時点でそれがいつになるかという具体的な情報はまだない。
- Q 県議会の意見書をはじめ、地元自治会、自治体の首長たちの憤りを訴える声はどのように受け止めているか。
- A 既に報道にも出ているが、例えば4軍調整官が玉城知事に対し、オスプレイの飛行の安全措置について現場で説明する旨の案内をしており、現在返事を待っている状況である。いろいろな形で安全対策についての説明を重ねる機会を持ちたい。
- Q 米側に不具合の詳細やどう改善したかの説明を強く求めてもらいたいが、それを米側に強く求めるのは防衛省ではなく外務省の管轄か。
- また、事故前と事故後に何をどう変えたのか情報はるか。
- A 全会一致の意見書も重く受け止めた上で、外務省と防衛省が、緊密に連携しながら、米側に対して対話を重ねていく。
- 安全対策については、1点目として、異常探知システムによる予防的点検等維持整備の頻度を増やすこと。2点目として、航空機の整備記録の確認をしっかりと行うこと。3点目として、通常時、緊急時の搭乗員の手順を更新していくこと。4点目として、運用計画の更新を行うこと。こういう点について安全措置を強化しているというのが今の米側の対応である。
- Q 飛行再開後すぐに卒業式や入学式という大事な式典の最中に上空を飛行していた。米国本国では許されていないと思うが、大使はどう考えているか。
- また、米側への申入れルートは沖縄防衛局だけでよいのか。

A 日米同盟の維持には地元の理解が絶対に必要であり、卒業式等の重要な式典等の日程については、事前に沖縄防衛局で取りまとめて米軍にリクエストしている。米軍もほとんどの場合、可能な限り、そういう日には飛ばさないよう配慮するという返事があるが、時折そうっていない例もあったと聞いている。

外務省も個別に情報を得た場合は、沖縄防衛局ともすり合わせをし、沖縄防衛局からしっかり米軍に情報提供していくよう今後も努力を重ねていく。

Q 日米地位協定の改定については、これまで県議会や市町村が何度も求め、全国知事会も改定すべきに至っているが、外務省は改定を米国に求めているのか。米国に改善をお願いするレベルではなく、主権国家として主権を行使するための取組を求めるがどうか。

A 日米地位協定については、これまでいろいろな事案があり、その都度、その問題を最も効率的かつ機敏に解決できる方法は何かという観点から、例えば環境補足協定をつくるというような、具体的な取組を重ねてきている。

御指摘の点についてもきちんと心に留めた上で、対応していきたい。

Q 今回の要請について、在沖米軍4軍調整官への直接の要請を依頼したが、断られた。意見や立場が違ったとしてもしっかりと話し合いをすることが重要であり、大使からも対話の必要性について強く申し入れていただきたいがどうか。

A 大変重要なことであり、仮に誰も会わないという対応であったとすれば、外務省としても可能な限り対話を行う必要があるということをお伝えしたい。

## (2) 沖縄防衛局 局長 伊藤晋哉

本日、3点の御要請をいただいたうち、1点目のオスプレイの件について、オスプレイは自衛隊においても運用している機体であり、そういう観点から防衛省・自衛隊としても、飛行の安全を確保した上での運用の再開ということは不可欠であるという認識である。

これまで陸上自衛隊でオスプレイを運用する部隊の隊長や、パイロット、整備員、防衛総部長、航空機の技術者などが米軍の専門部局と直接意見交換を行うなどして、今回の事故に関して事故の状況、原因、安全対策について極めて詳細に情報提供を受けているところである。こうした日米間の確認作業の中では、前例のないレベルで技術情報に関するやり取りをしており、防衛省としても、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品の中において、

特定の部品の不具合が発生したことが、今回の事故の原因であるという認識に至っている。

このように事故の原因は特定されていることから、各種の安全対策措置を講じることで、特定の部品の不具合による事故を予防し、これに対処することができると考えている。

他方、事故の状況、原因、安全対策等について、米側から事故調査委員会における調査に、訴訟や懲戒処分などに関わることも含まれており、報告書が公表されるまでは米国内法上の制限によって、申し上げた以上の詳細について、対外的に明らかにすることはできないということ等について説明を受けているところである。

地元の方々の不安や懸念の払拭のために、我々としては申し上げられる範囲で御説明をしてきているところであるが、事故の状況、原因については、事故調査報告書が公表された際に、さらにその内容について御説明をさせていただく。

オスプレイの配備は、我が国を取り巻く安保環境が非常に厳しくなっている中で、災害救援や離島の防衛を含み、我が国の安全保障にとって重要な意義を持っていることから、オスプレイの撤去を米側に求めるということは考えていない。

他方で飛行の安全面の確保が大前提であるということは当然のことであり、米側に対して地元への配慮、安全確保についてこれまでも申入れを行ってきており、引き続き安全面への最大限の配慮を求めていく。

2点目の普天間飛行場の件については、普天間飛行場をめぐる問題の原点は住宅、学校で囲まれている世界で一番危険と言われるこの飛行場の危険性を一日も早く除去することと考えており、固定化は絶対避けなければならないという点については、政府と地元との共通認識と考えている。

日米間では累次に確認をしてきており、辺野古への移設が唯一の解決策であり、この方針に基づいて着実に工事を進めていくことが普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現して危険性除去につながると考えている。

3点目の日米地位協定については、外務省所管事項であり要請の内容について、防衛本省を経由してしっかり申し伝える。

#### (主な質疑応答)

- Q 今回の飛行再開において、前例のないレベルで情報提供があったとのことであるが、事故調査報告書について県民にはいまだ示されない状況であり、知事や周辺市町村長を含め多くの県民が納得していない。飛行再開に関する

与野党を超えた全会一致の意見書について、改めて見解を伺う。

A 今回の飛行再開に当たり、防衛省として相当詳細に技術的な確認を行っているが、事故調査報告書が公表されるまでの間、対外的に明らかにできることは限定されたものになっている。繰り返しになるが、事故調査報告書が公表された際に改めて御説明したい。

防衛省・自衛隊としても、今般の事故の原因については特定されており、それに対する対応も取れているということについては、技術専門家を含めしっかり確認している。

Q 事故原因や安全対策について、もっと丁寧に県民への説明が必要である。事故前と事故後で、飛行の安全の確認について、何をどう改善したのか。

A 事故原因については特定の部品の不具合である。安全対策としては、異常探知システムによる予防的点検、維持整備の頻度を増やすこと。また、今回不具合を起こした特定の部品に関する整備記録をより詳細に確認すること。今般の事故を防ぐための手順を整理し緊急時の対応マニュアルに追加すること。日々の運用計画においても、特定の部品の不具合による事故を防ぐ手順を整理し、運用計画に反映することなどである。

事故調査報告書が出るまでの間、公表できる内容が限定されていることから、厳しい声をいただいていることも承知しており、今後の調査報告書の公表に合わせ、改めてしっかりとした説明をさせていただく。

Q 本件の安全確保に関して、米側との交渉権は外務省と防衛省のどちらが上位になるのか。

A 本件は政府として米側に対応しており、外務省も要請・申入れを行っていること承知している。防衛省・自衛隊として、実際にオスプレイを運用し、技術的な知見を有することから、具体的な技術的事項については、防衛省としてしっかり対応すべきと考えている。

Q 本件は、事故調査報告書が公表されて後の運用再開であるべきと考えるが認識はどうか。また、事故調査報告書はいつ公表されるのか。

A 事故原因の特定と必要な安全対策が取られていることを防衛省・自衛隊として確認をしており、今回の飛行再開は妥当なものと考えている。

事故調査報告書の具体的な公表時期については、予断をもって言えないが、これまで一般的な事故では数か月であり、事案に応じて期間は様々である。

- Q 卒業式が執り行われる中、飛行が再開され学校上空を飛行するような運用に対してはどう感じているのか。米側への重要な行事などの通達体制はどうなっているか。
- A 飛行に際しては学校等を含めた住宅密集地をできる限り避けること、地域の行事に配慮を求めるといことは行ってきており、引き続き努力していく。
- Q 米国内法の制限があるから事故調査報告書の発表ができないということは、日本の法律よりも米国内法が上だということか。
- A 事故の状況、原因、安全対策等について、米国内法等の制約で対外的に明らかにすることに制約があるというところである。事故調査報告書を公表する際には、内容についてしっかり御説明させていただく。
- Q 他国における駐留米軍は国内法に従っているが、日本では日米地位協定で日本の法律に従わせることができないため、お願いベースになり再発を止めることができない。これを繰り返さないためにも日米地位協定を改定し、日本の国内法の範囲内で米軍の運用をしてもらう立場に立つべきではないか。
- A 日米地位協定について様々な意見があることは承知しており、要請内容については外務省に申し伝える。
- Q 普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を言うのであれば、辺野古の基地完成と切り離して、飛行停止による負担軽減を求めるべきではないか。
- A 米軍の運用に際し、安全面の確保が大前提であるということや地元への配慮、安全確保について引き続き米側にしっかり求めていく。
- Q 米軍に本件の直接要請を申し入れたが断られた。対話を閉ざすことは米軍基地が集中する沖縄にとって許されない対応であり、対話の姿勢を米軍に求めてもらいたいと思うがどうか。
- A 御指摘、要請内容は防衛省としてしっかり受け止めて共有していく。

### (3) 在沖米国総領事館 政治経済部長 サミュエル・イ

沖縄県議会議員から地元の懸念を直接聞くのは貴重な機会である。地域社会に影響を与える基地の問題について、緊密かつ継続的な話し合いが必要なことも十分理解している。懸念する問題について直接御意見を伺うのは効果的な方法と考えている。

御承知のとおり、オスプレイの飛行の安全を確保することは日米両政府に

とって最優先事項である。米国はこれらの航空機を運航する人々や地域社会の安全性を確保するためにゆるぎないコミットメントを続けている。パイロット、航空機乗務員、そして周辺地域社会の安全は引き続き最優先事項である。

既に御存じのように、第三海兵隊司令官ターナー中將は3月21日に玉城知事への表敬で、オスプレイ飛行の安全性を確保するための措置について、詳細な説明を行うべく玉城知事を招待した。

私たちは沖縄地域社会との関係強化についてコミットしている。領事館は日本のカウンターパートであるとともに、私たちはよき隣人であり、強力な同盟パートナーであるよう取り組み続けている。

### (主な質疑応答)

Q 米軍に本件の要請を申し入れたが断られた。対話を通じて問題の解決や今後の関係が築かれるものであり、領事館からも米軍に対して議会の要請を受けべきだという話があったことを強く伝えてもらいたいがどうか。

A 今日の話をも軍の同僚や東京の大使館、ワシントンに伝える。

Q 多くの県民は安全性の説明について十分納得できておらず、もっと改善の余地があるのではないかという不安を持っているため、事故の原因や改善内容について、具体的に県民が納得できるしっかりしたものをオープンにしてもらいたいがどうか。

A おっしゃった点について、関係者に伝える。

Q 外務省沖縄事務所や沖縄防衛局を通じて、大事な行事の際の飛行差止めの要請を行っているが、米軍はそれを理解した上で訓練を行っているのか。

また、そのような情報が伝わっていないのであれば、県から直接米軍に通達できるシステムをつくっていただきたいがどうか。

A 米軍としては即応性を維持するための訓練をしながら、日本政府と緊密に協力し、地域への負担を減らすよう努力している。この懸念についても関係各所に伝える。

行事の情報については、沖縄防衛局が4軍調整官事務所に伝えており、4軍調整官から各軍に伝えている。

Q 今回の要請内容は、2013年に県内全ての市町村の長及び議会の議長、沖縄県議会議長、多くの県内団体のトップ、経済界や教育界などが総意として出

した建白書と同じである。1995年の米兵による少女暴行事件があり、それに対する怒りが高まり、普天間基地はいらないという動きがずっと続いている。今回の決議は改めてそれを求めている。

沖縄県の歴史と沖縄県民の思いを理解した上で、沖縄県の立場に立った行動を米国政府に伝える役割を担ってもらいたいがどうか。

A 当然、地元の感情を理解するのは我々の仕事であり、それをより正確に大使館や本省に伝えていきたい。

以 上

別紙

要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和6年 4月10日	水	9:45 ～ 10:15	外務省沖縄事務所特命全権大使 宮川 学	外務省沖縄 事務所会議 室
		11:30 ～ 12:00	沖縄防衛局長 伊藤 晋哉	沖縄防衛局 会議室
		14:00 ～ 14:30	在沖米国総領事 (在沖米国総領事不在のため、サミュエル・イ政治経済部長に手交)	在沖米国総 領事館会議 室